

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

- (1) 長期優良住宅の認定及び変更認定に係る審査基準の一部改正について（案）
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準を定めた告示の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条及び第 6 条

3 改正の趣旨

- (1) 長期優良住宅の認定及び変更認定に係る審査基準の一部改正について
 - ①「建築行為を伴わない既存住宅の認定制度」が新設されたため、その認定に係る基準を定める。
 - ②長期優良住宅に係る認定基準技術解説の改正内容に伴い、階段部分の面積の算定基準の改正を行う。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準を定めた告示の制定について
 - ①認定基準等のうち法第 6 条第 1 項第 4 号が追加されたため、「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」の認定基準を告示により定めるとともに審査基準を改める。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に係る認定対象の建築物が次に掲げる区域内である場合は、法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に該当しないものとする。
 - ①地すべり防止区域
 - ②急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地崩壊防止工事が施行された区域で、安全と認められる敷地は除く。）
 - ③土砂災害特別警戒区域
- (2) 法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる規模の基準に係る面積の算定において、階段の下部が便所、収納庫等の自由に行き来できる空間であって、居住スペースとして利用で

きる場合は、当該部分の面積を階段部分の面積から除くことができることとする。

(3) 建築行為を伴わない既存住宅の認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画の認定基準は次のいずれも満たすものであることとする。

①維持保全の期間が30年以上

②資金計画が適切なものであること。資金計画が1年当たり10万円未満の場合は、維持保全の計画を確実に実行できるものであること。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年3月下旬（予定）